

審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	川崎市建設緑政局民間活用事業者選定評価委員会
根拠法令等	川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号）
設置年月日	令和4年4月1日
所掌事務	建設緑政局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定（川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）第18条の5第1項に規定する川崎市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会の所掌事務に属するものを除く。）及び評価に関して調査審議すること。
委員数	10人以内
委員の構成	学識経験者
会議公開・非公開	公開
非公開の理由	
事務局担当課	建設緑政局総務部庶務課 電 話 044（200）2786 ファックス 044（200）3973